

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	金融庁
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	法人番号の告知の簡素化		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 法人番号を告知すべき者について、告知を受ける金融機関等が法人番号公表サイトを利用して、法人番号の告知を行うべき者の法人番号を取得した場合には、法人番号を告知すべき者が法人番号を告知したとみなす等番号告知義務履行の円滑化を図る。</p> <p>・ 特例措置の内容 番号の告知を円滑化する観点から、法人番号の告知を受けるべき金融機関等が法人番号公表サイトにおいて、法人番号を告知すべき者の法人番号を取得した時は、法人番号を告知すべき者が法人番号の告知を行ったとみなす等の所要の措置を講じること。</p>		
関係条文	所得税法第 224 条、所得税法施行令第 336 条 等		
減収見込額	[初年度]（ — ）	[平年度]（ — ）	[改正増減収額]（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的 法人番号を告知すべき者について、告知を受ける金融機関等が法人番号公表サイトを利用して、法人番号の告知を行うべき者の法人番号を取得した場合には、法人番号を告知すべき者が法人番号を告知したとみなす等番号告知義務履行の円滑化を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 税法上、証券会社及び銀行等の金融機関は顧客からの法人番号の告知がなければ法人番号を取得できないとされている。 一方で、法人番号は法人番号公表サイトにおいて広く一般に公表されていることから、法人番号の告知に当たっては、法人番号公表サイトを活用することにより番号を告知すべき者の番号告知義務の履行の円滑化を図るとともに、告知を受けるべき金融機関の事務負担軽減を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3 その他の横断的施策
	政策の達成目標	番号を告知すべき者の番号告知義務の履行の円滑化。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標に同じ)
	政策目標の達成状況	金融機関等に対し番号を告知すべき者。
有効性	要望の措置の適用見込み	要望の措置は、金融機関等に対する番号を告知すべき者の番号告知の義務履行の円滑化に繋がる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	なし
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	金融機関等に対し番号を告知すべき者。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、金融機関等に対する番号を告知すべき者の番号告知の義務の履行の円滑化に繋がるものであり妥当である。
	ページ	2—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>要望の措置は、金融機関等に対する番号を告知すべき者の番号告知の義務の履行の円滑化に繋がる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>なし</p>
<p>ページ</p>	<p>2—3</p>